

公益財団法人佐賀未来創造基金 第6期事業指定助成事業

— さあ 誰かの明日になれ。 —

「33プログラム」応募要項

1. 事業指定助成事業「33プログラム」について

- 「33プログラム」とは佐賀未来創造基金（以下、“さがつく”）とCSO（※1）が一緒になって寄付集めに取り組むプログラムです。
- CSOが取り組んでいる地域課題を県民・市民に広く周知しながら、その解決（＝CSOが取り組む事業）に必要な事業費を寄付で集めます。
- 採択CSOは寄付集めの計画を“さがつく”と一緒に考え、一定期間内で寄付を募ります。このプロセスを通して寄付集めのノウハウを身につけ、団体の基盤強化にも取り組み、持続可能なCSOとして社会に向けた前進を目指します。
- “さがつく”が準備する専用振込口座、クレジットカード決済、特設WEBサイトなどを利用し、幅広い方法で寄付集めに取り組むことができます。
- 古本・書き損じハガキや様々な物品提供による寄付の受付、募金箱の設置、寄付つき自販機の設置など、“さがつく”が提供する支援をニーズに合わせて活用できます。
- 「33プログラム」で集まった寄付金の8割を採択CSOに助成します（※2）。

～33プログラムに参加したCSOの皆さんの声～

『支援者が増えて、活動にも自信が持てるようになりました！』

『寄付集めを通して自分達の強み／弱みが見えてきました』

『私達が一番苦手だった進捗管理や学んだ方法を今後にも活かします！』

『寄付が集まらない時期は落ち込んだけど・・・取り組んで本当に良かった！』

※1 「CSO」って何のこと？ Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、

NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて「CSO」と呼称しています。

※2 寄付合計額の8割⇒CSOへの助成金（採択CSOが申請した事業に使う資金となります）

寄付合計額の2割⇒事業経費（本プログラムに係る“さがつく”の経費となります）

2. 「33プログラム」の進め方（申請⇒採択⇒寄付集め⇒事業実施）

- 助成申請限度額に定めはありません。また、申請する事業の執行に係るものであれば、助成金の使途に制限はありません。
- 採択後に「33プログラム」活用セミナー（※）で事業計画をブラッシュアップし、その事業内容や団体ニーズに即した寄付集め計画書を作って実践していきます。
- その他にも“さがつく”主催研修や、連携団体の助成金活用セミナーを受講することで、より効果的に33プログラムの寄付集めに取り組むことができます。

<これまでに採択されたCSOの声>

- 事業の意義や必要性を社会に対して、広くPRできた。
- 各種受け皿を活用できたことで、これまで繋がっていなかった層の支援者を獲得できた。
- 寄付者情報が整理・共有されプログラム以後も継続的な支援者へと繋がった
- 進捗を定点で確認し、見直しや修正を加えることで現状に即した寄付集めに取り組めた。

3. 対象となるCSO等について

3-1.非営利で公益的・社会的な活動を行っている佐賀県内に事務所を置くCSO
(法人格の有無は問いません)。

3-2.以下のいずれにも該当しないCSO

- ・個人的な活動や趣味的なサークルなどのCSO
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とするCSO
- ・反社会的勢力と関係のあるCSO

3-3.下記、第三者機関の認証を受けることのできるCSO

(1) 必須

日本財団が提供する公益事業コミュニティサイト「CANPAN」に団体登録し、
情報開示レベル★3つ以上を獲得しているCSO

公益事業コミュニティサイト「CANPAN」：<http://fields.canpan.info/>
※CANPAN ★(星)の取り方 <http://goo.gl/rGXno3>
※CANPAN 団体情報を編集 <http://goo.gl/iyQpPj>

(2) 必須

佐賀県市民活動団体認証推進協会の認証を受けた団体、または申請期間中に登録
完了できるCSO

佐賀県市民活動団体認証推進協会：<http://saga-cca.jimdo.com/>
※佐賀県市民活動認証推進協会はCSO(市民社会組織)の「社会的信頼」
を認証するために設立された団体です。
※(1)のCANPAN★3つ以上をクリアしてから、認証を受けること。

(3) 満たしていることが望ましい

佐賀県内の中間支援組織の推薦を受けたCSO

佐賀県内の中間支援組織一覧：<http://www.cso-portal.net/agent/>

(4) 資格を有す構成員がいる場合に記入

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会の資格認定制度
「認定ファンドレイザー®」有資格者が構成員としているCSO

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会：<http://jfra.jp/>

※上記(1)～(4)の認証申請等についてご不明な点等ございましたら、
佐賀未来創造基金事務局までお気軽にご相談ください。

4. 対象となる事業について

- ・平成30年3月31日（平成29年度末）までに実施する事業を対象とします。
- ・上記期間内であれば実施期間の長短は問いません。
- ・但し、年度をまたいで実施する場合には事業内容に即して年度ごとに寄付目標額を計画します（事務局と相談の上、詳細を決めていきます）。
- ・既存事業および新規事業が対象です。

5. 申請方法について

5-1.申請に必要な書式は“さがつく”のホームページよりダウンロードできます。

また、事務局よりメールでお送りすることができます。「33プログラム希望と書いて“さがつく”までご連絡ください。

＜ “さがつく”メールアドレス： info@saga-mirai.jp ＞

5-2.所定の「助成事業申請書」「宣誓書」に必要な事項を記入の上、その他の参照資料（代表者写真、団体活動写真、活動内容紹介パンフレット、ニュースレター等）を添えて申請してください。※参照資料は**各7部**お届けください。

5-3. “さがつく”事務局に簡易書留で郵送、または事務局に持参してください。

※メールでの申請は受け付けておりません。

6. 申請団体の事前相談について

- ・申請希望CSOは、必ず“さがつく”事務局との個別相談を行ってください。
- ・相談日時や場所については事前にご連絡の上、**必ずご予約ください。**

＜ さがつく：0952-26-2228（佐賀市唐人2-5-12 TOJIN 茶屋3F）＞

◎相談会予約の電話対応時間：月～金 9:00～18:00

◎個別相談の対応時間：月～金 11:00～20:00（各団体、1時間程度）

- ・日程調整により、複数団体（グループ）による相談会となる場合もあります。

7. 選考方法と選考基準について

7-1. “さがつく”が設置する「助成選考委員会」において書類審査及びヒアリング選考を行い、結果を文書で通知します。

7-2.選考では「助成事業申請書」および「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で、選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により、採択の可否と助成限度額を決定します。

7-3.採択件数に定めはありません。選考基準をもとに申請事業ごとに選考します。

※助成選考会の判断により、助成限度額が申請額から変更（増減額）されることがあります。

【選考基準】

- ・ 事業指定助成事業の趣旨と条件に合致しているか
- ・ 地域社会のニーズや課題を的確にふまえたうえで公益性の高い事業であり、具体的な成果が期待できるか
- ・ 目的、事業計画、事業予算、事業成果が明確で妥当なものかどうか
- ・ 実現可能な事業体制、予算計画かどうか
- ・ 地域社会に情報が発信されている（発信することができる）かどうか
- ・ 寄付募集を通じて事業の展開、発展に寄与するか

8. 助成金の支払い方法について

8-1. 寄付集計及び助成額の決定後、助成額決定通知書と請求書様式を発行します。

8-2. 採択 CSO からの請求書を受領後、ご指定口座に助成金を振り込みます。

- ・ 但し寄付集め期間中も、寄付実績に応じて一部前払いが可能です。

（この場合にも、所定の請求書提出が必要となります）

- ・ ゆうちょ銀行口座をご利用いただくと、“さがつく”からの口座間振替により振込手数料の経費を削減できます。

9. 採択 CSO が実施すること

9-1. 積極的に寄付集めに取り組むこと。

9-2. 本プログラムの趣旨及びシステムを支援者・関係者へしっかり説明すること。

9-3. 支援を呼びかけるイベントや研修（特に“さがつく”主催）等へ参加すること。

9-4. 自団体および事業実施について積極的に情報発信すること。

（ブログ、facebook 等）

9-5. 支援者や地域社会への報告を行うこと。

10. 重要な注意事項（必ずお読みください）

10-1. 助成対象 CSO 情報を公開します。

※公開情報 CSO 名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額

10-2. 助成申請用紙にご記載いただいた個人情報、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

10-3. 提出いただいた書類・資料等は返却できません。

10-4. 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

10-5. **以下の場合は助成金を交付することができません。**

- ・ 寄付者と採択団体との間で助成金（寄付金）が不正な利益の取得や供与に使用される疑義がある場合。
- ・ 助成 CSO が法令、本要項または法令若しくは本要項に基づく“さがつく”の指示に違反した場合。
- ・ 助成金の元となる寄付金が思うように集まらなかった等で必要な資金調達ができ

- ず、事業を全く実施できない場合。(特に施設や設備を整えるために寄付を募集する事業の場合にはご注意ください。事前にご相談いただくことをお勧めします。)
- 10-6.大口寄付などで助成申請限度額を超えて寄付金が集まった場合、または助成申請額に大幅に達しなかった場合は、事業変更申請手続きを行っていただいた上で採択団体に交付いたします。
- 10-7.事業変更(中止)については、手続きを行っていただきます。
また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は「さがつく」に全額返還していただきます。
- 10-8.助成金として交付されなかった寄付金については、採択CSOは寄付者への説明責任を果たしていただきます。また、交付されなかった寄付金は可能な限り寄付者の皆様の意思に沿い、「さがつく」の市民公益活動に活用させていただきます。
- 10-9.実績報告については、事業終了後1ヵ月以内に、以下に記す書類を「さがつく」に提出してください(郵送もしくはご持参にて)。
・事業実績報告書　・収支報告書
・事業実施状況のわかる写真や作成したチラシ等の印刷物、新聞記事等の資料
・領収書、受領書のコピー
- 10-10.成果報告については、社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、「さがつく」のホームページ等で成果を報告させていただきます。
また、新聞やテレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。
- 10-11.関係書類の保存については、助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施終了後3年間の保存が必要です。

11. お問い合わせ・申請先

公益財団法人 佐賀未来創造基金(さがつく)

〒840-0813 佐賀市唐人 2-5-12 TOJIN 茶屋 3F

TEL : 0952-26-2228 (月~金 9:00~18:00) FAX : 0952-37-7193

E-mail : info@saga-mirai.jp ホームページ : <http://www.saga-mirai.jp>